

和光市告示第242号

和光市骨髓等提供者助成金交付要綱を次のように定める。

平成26年12月26日

和光市長 松本 武洋

和光市骨髓等提供者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、骨髓移植又は末しょう血幹細胞移植の推進を図るため、骨髓等提供者に対し、予算の範囲内において和光市骨髓等提供者助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髓等 骨髓又は末しょう血幹細胞をいう。
- (2) バンク 公益財団法人日本骨髓バンクをいう。
- (3) 骨髓等の提供 バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓移植又は末しょう血幹細胞移植のために骨髓等を提供することをいう。
- (4) 骨髓等提供者 骨髓等の提供を行った者をいう。
- (5) 骨髓等提供完了日 骨髓等の提供が完了した日としてバンクが認める日

(助成金の対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる骨髓等提供者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髓等提供完了日において、市内に住所を有していること。
- (2) この告示による助成金のほか、骨髓等の提供による助成を受けることができないこと。
- (3) 就労している場合にあつては、勤務先において骨髓等の提供に係る休暇の制度がないこと。

(助成金の対象入院等)

第4条 助成金の交付の対象となる骨髓等の提供に係る面接、通院及び入院（次条において「対象入院等」という。）は、次に掲げるものとし、骨髓等の採取及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院は、対象としない。

- (1) 説明のための面接
- (2) 健康診断のための通院

- (3) 自己血貯血のための通院
- (4) 骨髄等の採取のための入院
- (5) 前各号に掲げるもののほか、バンクが必要と認める面接、通院及び入院
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1回の骨髄等の提供につき、対象入院等を行った日数に2万円を乗じて得た額又は14万円のいずれか少ない額とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、和光市骨髄等提供者助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)にバンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請(次条において「交付申請」という。)は、骨髄等提供完了日から90日以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める相当の理由があるときは、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、和光市骨髄等提供者助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があったときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月1日から施行し、骨髄等提供完了日が平成26年4月1日以後の骨髄等の提供から適用する。

(平成26年度の特例)

2 骨髄等提供完了日が平成26年4月1日から平成26年12月31日までの骨髄等の提供を行った者に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「90日以内」とあるのは「平成27年3月31日まで」とする。